

令和5年度第2回島根県私立学校審議会の開催結果について

下記のとおり会議を開催しました。

記

開催日時：令和5年11月14日（火） 14時00分から16時00分まで

開催会場：島根県職員会館 教養室4（松江市内中原町52）

出席者：肥後会長、丸橋委員、高橋委員、水谷委員、坂田委員、坪内委員、池淵委員、事務局6名

議題

- (1) トリニティカレッジ出雲医療福祉専門学校の課程廃止及び目的変更（諮問案件）
- (2) 島根デザイン専門学校の目的変更（諮問案件）
- (3) 松江西高等学校の学科（総合学科）の設置及び収容定員に係る学則変更（諮問案件）

○審議結果

諮問案件である議題(1)については、廃止及び変更を認めることが適当。

諮問案件である議題(2)については、変更を認めることが適当。

諮問案件である議題(3)については、下記のとおり。

総合学科の設置については、以下のとおり教育課程の内容が不適切であり、不認可が適当と考える。

加えて、この総合学科の設置に関しては、法人と教員が対立しているとの報道がなされており、教員の退職も懸念せざるを得ない。このことは、新入生の教育環境の確保だけでなく、現学科の在校生の教育にも支障が出かねない。このため、島根県として今後の教員確保の見通しを確認すべきであり、確認できない場合は不認可が適当と考える。

1. 体験を重視して学ぶこととされているエンパワーメント系列は、科目として、自己探求1・2、コントロール実践、メンタルケア学習、幸福論、客観的心理学習、課題探求1・2・3、スポーツ文化1・2・3、地域探求1・2及び自己肯定学習1・2が設けられているが、評価はすべて同一の基準で行われることになっている。

評価基準は、本来、科目の目標や内容に応じて、個別に設定されるものであることから、エンパワーメント系列のすべての科目を同一の基準で評価するということは、それぞれの科目の教育内容に違いがない、又は評価基準が適切でないと判断せざるを得ない。

このことは、高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）第1章第2款3(2)「ウ 総合学科における各教科・科目の履修等」に定められている「生徒が多様な各教科・科目から主体的に選択履修できるようにすること。」又は同章第3款2

(1)「各教科・科目等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。」という要件を満たしていないと考える。

2. 高等学校設置基準（平成16年文部科学省令第20号）において、総合学科の教育課程は、普通教育と専門教育の両方を選択履修することとなっており、申請のあった教育課程もそのように設定されている。一方で、申請書類の中には「地元就職特化型高校」という表現が用いられており、教育課程と相矛盾する内容となっている。

総合学科の意味、教育課程を踏まえれば、「地元就職特化型高校」という表現を用いることは通常は考えられず、本当に申請どおり普通教育と専門教育の両方を実施するか疑念がある。

○公開・非公開の別

非公開

○非公開理由

議題に法人情報等に関するものが含まれており、島根県情報公開条例第7条及び第34条の規定により非公開で行いました。

問い合わせ先

島根県総務部総務課 私学・県立大学室 私立学校係

電話番号 0852-22-6050